

一管区水路通報第36号

令和4年9月16日

第一管区海上保安本部

第496項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	・救難訓練
第497項	北海道南岸	函館港	・目標物について
第498項	北海道南岸	函館港	・防災訓練
第499項	北海道南岸	函館港	・小型船舶操縦訓練
第500項	北海道南岸	函館港付近	・目標物について
第501項	北海道南岸	恵山岬西南西方	・目標物不存在
第502項	北海道南岸	チキウ岬付近	・灯台移設等
第503項	北海道南岸	襟裳岬南方	・射撃訓練
第504項	北海道南岸	十勝港	・養殖施設設置
第505項	北海道南岸	花咲港	・水路測量等
第506項	北海道東岸	根室港	・水路測量
第507項	北海道北岸	宗谷岬東方～能取岬北方	・海洋調査
第508項	北海道西岸	枝幸港北東方～利尻島南西方	・海洋調査
第509項	北海道西岸	稚内港	・花火大会
第510項	北海道西岸	留萌港	・養殖施設設置
第511項	北海道西岸	石狩湾港	・灯移設
第512項	北海道西岸	小樽港付近	・ヨットレース
第513項	北海道西岸	神威岬～弁慶岬	・観測機器設置
第514項	北海道西岸	岩内港	・掘下げ作業
第515項	北海道西岸	岩内港	・水深減少
第516項	北海道西岸	松前港	・建造物不存在
第517項	北海道周辺		・船舶気象通報一時業務休止
第518項	津軽海峡		・ヨットレース
第519項	本州東岸	尻屋埼東方	・射撃訓練
第520項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	・射撃訓練

お知らせ

- 次号の一管区水路通報について
次号の一管区水路通報は令和4年9月22日(木)に発行いたします。

※水路通報の内容については、航海安全情報のWebページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

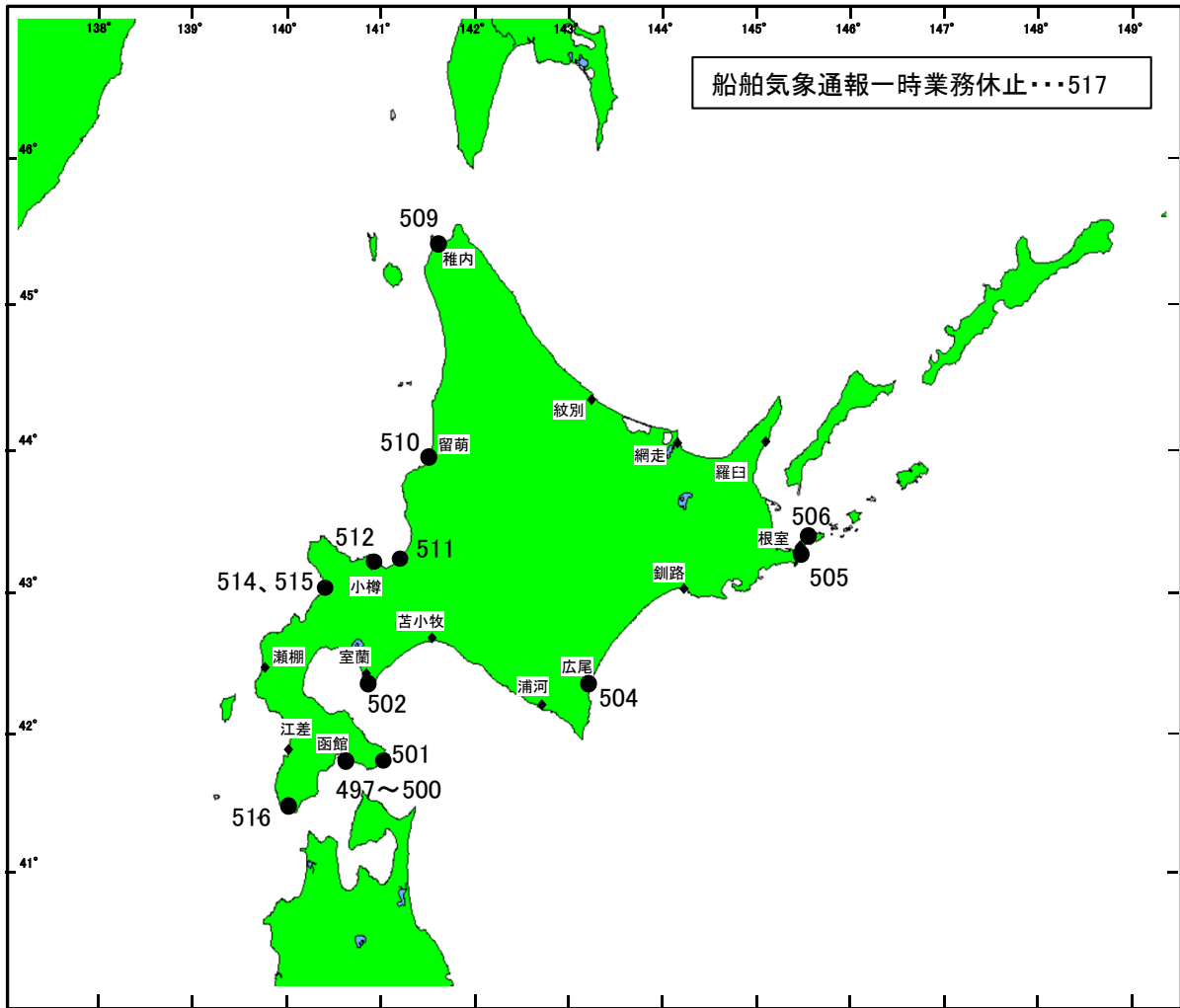
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ496、503、507、508、513
518～520については各項を参照ください。

4年496項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

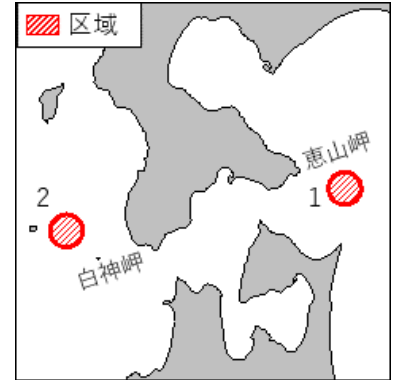
下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

- 期 間 令和4年10月1日～31日 0830～1715
- 区 域 1 41-43.0N 141-29.4E
を中心とする半径5海里の円内
- 2 41-30.0N 139-35.0E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

海 図 W10-JP10

出 所 函館航空基地

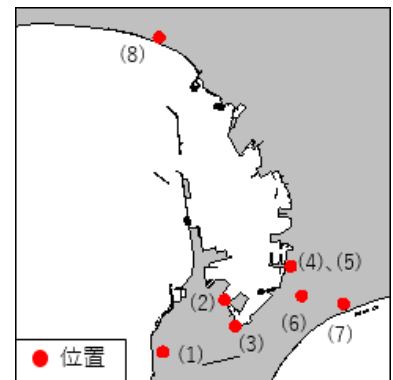


4年497項 北海道南岸 — 函館港 目標物について
下記位置付近の目標物は存在しない、または顕著でない。

- 位 置 1 不存在
- (1) 41-45-42.2N 140-41-43.2E (煙突 1基)
- (2) 41-46-16.4N 140-42-38.2E (煙突 1基)
- (3) 41-45-59.5N 140-42-47.6E (塔 1基)
- (4) 41-46-40.0N 140-43-34.2E (塔 1基)
- (5) 41-46-37.1N 140-43-39.6E (灯標 1基)
- (6) 41-46-19.6N 140-43-47.2E (広告灯 2基)
- 2 顕著でない
- (7) 41-46-13.9N 140-44-23.8E (記念碑)
- (8) 41-49-10.6N 140-41-40.2E (記念碑)

海 図 W6-W9

出 所 第一管区海上保安本部



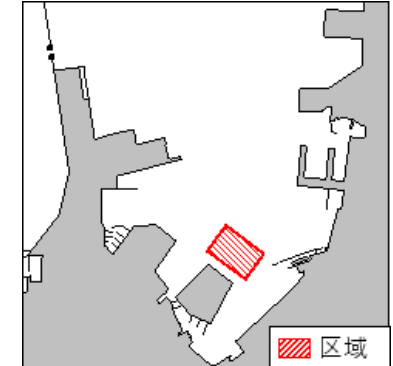
4年498項 北海道南岸 — 函館港、第1区 防災訓練
図に示す区域で、航空機及び船艇による防災訓練が実施される。

- 期 間 令和4年 9月22日 1000～1200
- 9月23日、24日 1000～1200、1300～1600
- 9月25日 1000～1130

備 考 吊上げ救助訓練等を伴う

海 図 W6

出 所 函館港長



4年499項 北海道南岸 — 函館港、第6区 小型船舶操縦訓練

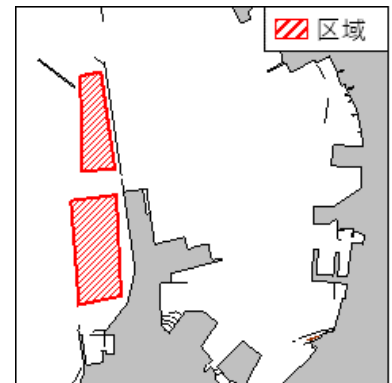
下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

- 期 間 令和4年9月17日～10月2日 0900～日没
- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 41-47-37.0N 140-41-50.6E
 - (2) 41-47-38.1N 140-41-58.3E
 - (3) 41-47-10.7N 140-42-03.6E
 - (4) 41-47-10.0N 140-41-50.9E
- 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (5) 41-47-01.7N 140-41-46.9E
 - (6) 41-47-03.3N 140-42-04.2E
 - (7) 41-46-34.7N 140-42-06.0E
 - (8) 41-46-32.2N 140-41-50.0E

備 考 訓練中、各区域内に浮標3基設置

海 図 W6

出 所 函館港長



4年500項 北海道南岸 — 函館港付近 目標物について

下記位置付近の目標物は存在しない、または顕著でない。

- 位 置 1 不存在
- (1) 41-44-13N 140-56-00E (立標4基)
 - (2) 41-44-14N 140-34-49E (立標4基)
 - (3) 41-40-08N 140-26-09E (立標4基)
 - (4) 41-45-40N 140-51-34E (塔1基)
 - (5) 41-44-20N 140-35-03E (塔2基)
 - (6) 41-40-15N 140-25-54E (煙突2基)
- 2 顕著でない
- (7) 41-45-58N 140-49-20E (記念碑)
 - (8) 41-46-21N 140-45-12E (記念碑)

海 図 W9-W1159

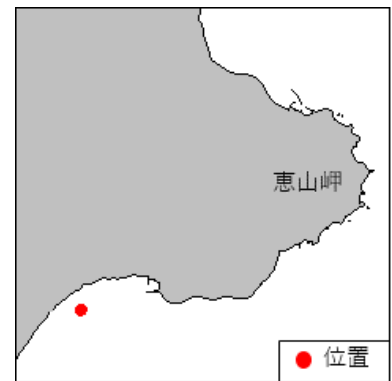
出 所 第一管区海上保安本部



4年501項 北海道南岸 — 恵山岬西南西方 目標物不存在

下記位置の観測塔は存在しない。

- 位 置 41-46-55N 141-06-47E
- 海 図 W1159
- 出 所 第一管区海上保安本部



4年502項 北海道南岸 — チキウ岬付近、追直漁港 灯台移設等

一管区水路通報4年30号415項削除

追直港島防波堤南灯台は、名称を変更のうえ移設された。

名称 (変更前) 追直港島防波堤南灯台

(変更後) 追直港外防波堤南灯台

位置 (変更前) 42-18-23.0N 140-58-02.0E

(変更後) 42-18-15.3N 140-57-47.0E

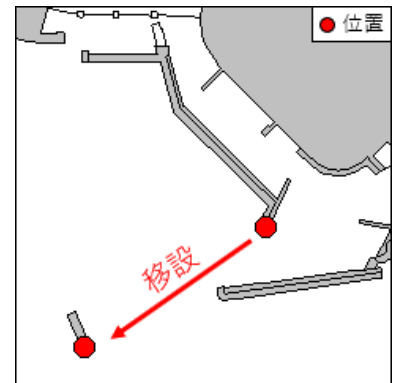
備考 移設に伴い追直港島防波堤南灯台は消灯され、同位置付近に
仮灯(緑色、4秒に1せん光)が設置されている。

海図 W14-W17-W1034-JP1034

W1030-JP1030

参照書誌 411 0087. 5番

出所 第一管区海上保安本部



4年503項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期間 令和4年10月1日～31日(日、祝日を除く) 0800～1700

区域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 42-04-09N 142-16-46E

(2) 41-43-09N 142-59-46E

(3) 41-38-14N 142-59-46E

(4) 41-40-45N 143-26-26E

(5) 41-33-10N 143-29-46E

(6) 41-10-10N 143-19-46E

(7) 41-10-10N 142-09-47E

(8) 41-59-09N 142-03-47E

海図 W43

出所 防衛省防衛政策局



4年504項 北海道南岸 — 十勝港 養殖施設設置

下記区域に、養殖施設が設置される。

期間 令和4年10月1日～令和5年9月30日

区域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-17-39.1N 143-19-54.8E (岸線上)

(2) 42-17-40.0N 143-19-54.5E

(3) 42-17-43.3N 143-20-08.3E

(4) 42-17-42.4N 143-20-08.7E (岸線上)

2 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(5) 42-18-03.7N 143-20-23.5E (岸線上)

(6) 42-18-02.9N 143-20-22.6E

(7) 42-18-12.9N 143-20-07.3E

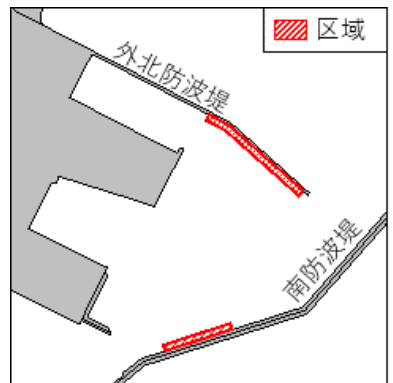
(8) 42-18-14.5N 143-20-03.4E

(9) 42-18-15.6N 143-20-04.0E (岸線上)

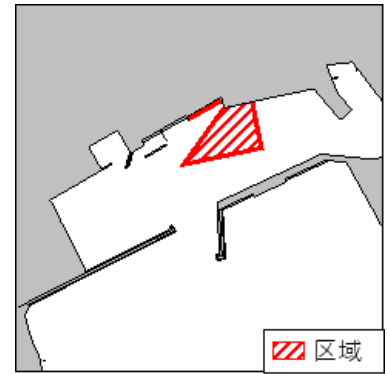
備考 設置区域は灯付浮標で標示

海図 W35

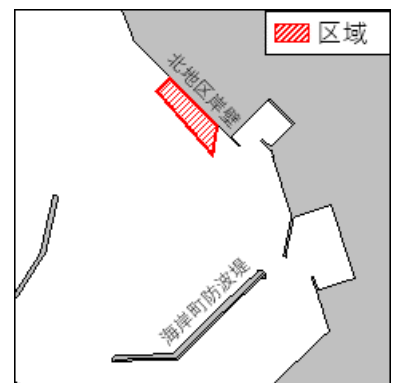
出所 広尾海上保安署



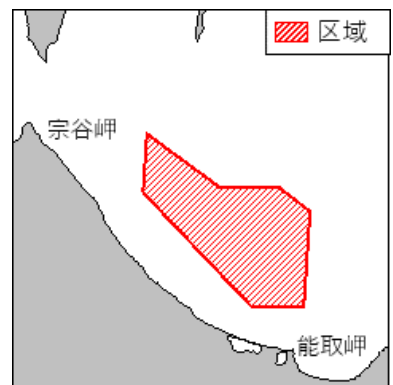
4年505項 北海道南岸 — 花咲港 水路測量等
 下記区域で、作業船による水路測量及び潜水調査が実施される。
 期 間 令和4年9月20日～11月30日 日出～日没
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域（水路測量）
 (1) 43-17-05.5N 145-34-37.3E（岸線上）
 (2) 43-16-58.8N 145-34-39.1E
 (3) 43-16-56.4N 145-34-23.5E
 (4) 43-17-04.7N 145-34-31.6E（岸線上）
 2 下記2地点を結ぶ線上付近（潜水調査）
 (5) 43-17-05.7N 145-34-31.2E（岸線上）
 (6) 43-17-03.0N 145-34-24.6E（岸線上）
 備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W24（花咲港）
 出 所 第一管区海上保安本部



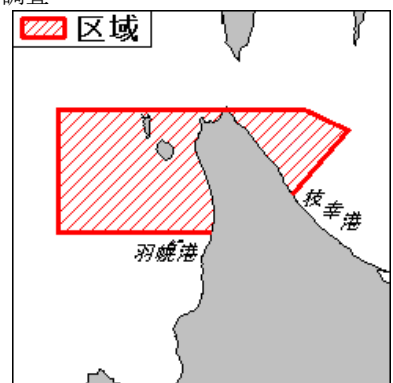
4年506項 北海道東岸 — 根室港 水路測量
 下記区域で、作業船による水路測量が実施される。
 期 間 令和4年9月20日～11月30日 日出～日没
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 43-20-36.7N 145-35-03.1E（岸線上）
 (2) 43-20-35.2N 145-35-02.8E
 (3) 43-20-38.7N 145-34-58.7E
 (4) 43-20-39.3N 145-34-59.6E（岸線上）
 備 考 測量作業中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W24（根室港）
 出 所 第一管区海上保安本部



4年507項 北海道北岸 — 宗谷岬東方～能取岬北方 海洋調査
 下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。
 期 間 令和4年9月28日～10月10日
 区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 45-05.6N 142-55.9E
 (2) 45-27.3N 142-58.0E
 (3) 45-07.3N 143-36.6E
 (4) 45-07.6N 144-07.2E
 (5) 44-58.6N 144-23.7E
 (6) 44-22.9N 144-20.5E
 (7) 44-23.1N 143-52.8E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W37
 出 所 水産研究・教育機構



4年508項 北海道西岸 — 枝幸港北東方～利尻島南西方 海洋調査
 下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施されている。
 期 間 令和4年9月22日～29日
 区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域
 (1) 44-30.1N 141-45.8E（岸線上）
 (2) 44-30.1N 139-59.8E
 (3) 45-30.1N 139-59.8E
 (4) 45-30.1N 142-49.8E
 (5) 45-20.1N 143-19.8E
 (6) 44-48.9N 142-41.3E（岸線上）
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W37-W41
 出 所 稚内水産試験場



4年509項 北海道西岸 — 稚内港 花火大会

下記区域で、花火大会が実施される。

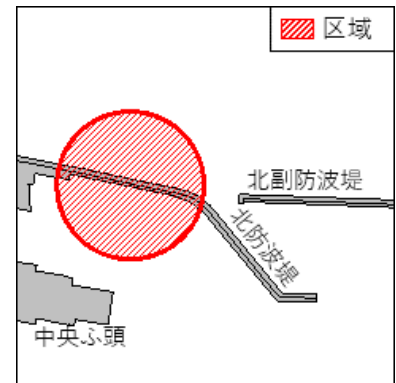
期 間 令和4年9月23日（予備日 24日～10月16日 内1日間） 2030～2130

区 域 45-25-09.6N 141-41-12.6E
を中心とする半径300mの円内

備 考 警戒船配備

海 図 W1041（分図「内港」）

出 所 稚内港長



4年510項 北海道西岸 — 留萌港、第3区 養殖施設設置

下記区域で、養殖施設が設置される。

期 間 令和4年9月20日～令和5年3月31日

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-57-22.5N 141-37-55.6E

(2) 43-57-20.6N 141-37-55.2E

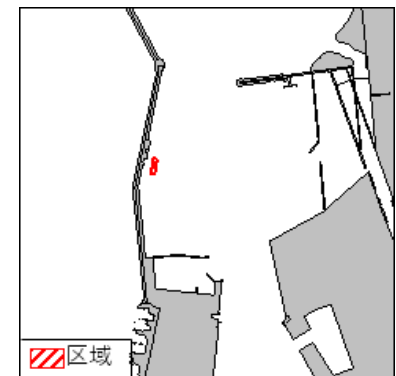
(3) 43-57-20.7N 141-37-54.6E

(4) 43-57-22.6N 141-37-55.0E

備 考 設置区域は灯付浮標で標示

海 図 W1046

出 所 留萌港長



4年511項 北海道西岸 — 石狩湾港 灯移設

一管区水路通報4年35号492項削除

開発局石狩湾港北防波堤北端施設灯は、移設された。

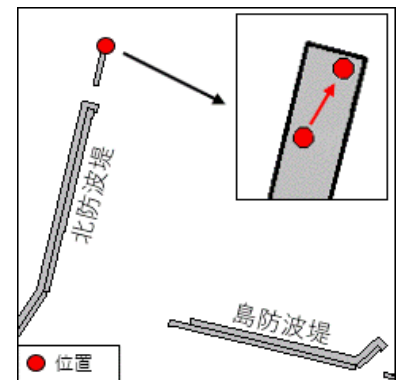
位 置 (変更前) 43-13-50.0N 141-17-23.0E

(変更後) 43-13-50.7N 141-17-23.5E

海 図 W7

参照書誌 411 0575. 38番

出 所 第一管区海上保安本部



4年512項 北海道西岸 — 小樽港付近 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和4年9月24日、25日、10月2日 0800～1630

区 域 1 下記4地点により囲まれる区域

(1) 43-14.8N 141-01.2E

(2) 43-14.8N 141-02.3E

(3) 43-13.6N 141-02.3E

(4) 43-13.6N 141-01.2E

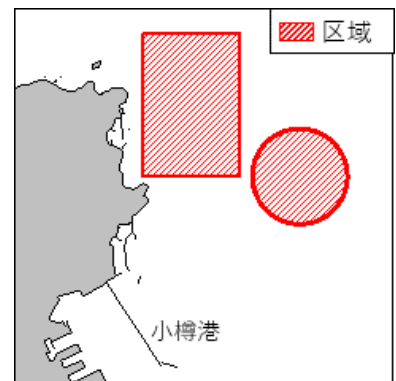
2 43-13.6N 141-03.0E

を中心とする半径0.4海里の円内

備 考 警戒船配備

海 図 W5-JP5

出 所 小樽海上保安部



4年513項 北海道西岸 — 神威岬～弁慶岬 観測機器設置

下記区域で、海底に観測機器が設置される。

期 間 令和4年11月30日まで

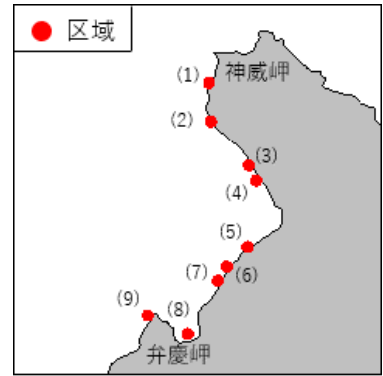
区 域 下記9地点付近

- (1) 43-16.4N 140-19.9E
- (2) 43-11.9N 140-20.3E
- (3) 43-06.8N 140-26.4E
- (4) 43-05.1N 140-27.5E
- (5) 42-57.3N 140-26.1E
- (6) 42-54.9N 140-22.9E
- (7) 42-53.3N 140-21.4E
- (8) 42-47.1N 140-16.6E
- (9) 42-49.2N 140-10.1E

備 考 観測機器の設置及び撤去は、潜水作業を伴う
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
観測機器は、赤白旗、レーダーリフレクタ及び灯付浮標で標示

海 図 W11-JP11

出 所 小樽海上保安部



4年514項 北海道西岸 — 岩内港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 令和4年10月31日まで 日出～日没

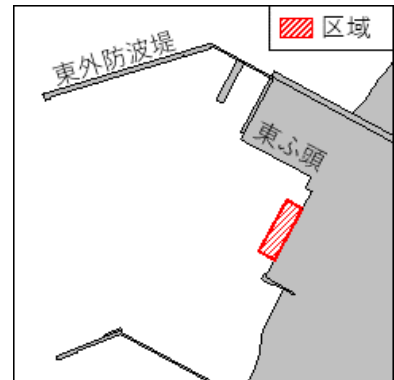
区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-59-40.9N 140-31-14.9E (岸線上)
- (2) 42-59-41.8N 140-31-12.9E
- (3) 42-59-46.5N 140-31-16.5E
- (4) 42-59-45.7N 140-31-18.4E (岸線上)

備 考 作業区域は浮標で標示

海 図 W39 (岩内港)

出 所 小樽海上保安部



4年515項 北海道西岸 — 岩内港 水深減少

下記区域に、水深減少区域が存在する。

区域 1 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域（実水深 約5～10m）
海図記載水深より約1m～4.5m減少している。

- (1) 43-00-05.8N 140-30-54.3E
- (2) 43-00-16.0N 140-30-50.8E
- (3) 43-00-19.4N 140-30-46.8E
- (4) 43-00-28.4N 140-31-03.8E
- (5) 43-00-26.4N 140-31-26.5E
- (6) 43-00-08.5N 140-31-09.4E

備考 区域内の浅所水深

- (7) 43-00-20.0N 140-31-09.5E 水深 約7.3m
- (8) 43-00-16.8N 140-31-00.0E 水深 約8.1m
- (9) 43-00-09.0N 140-31-09.3E 水深 約5.0m

2 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域（実水深 約2～5m）
海図記載水深より約1～6m減少している。

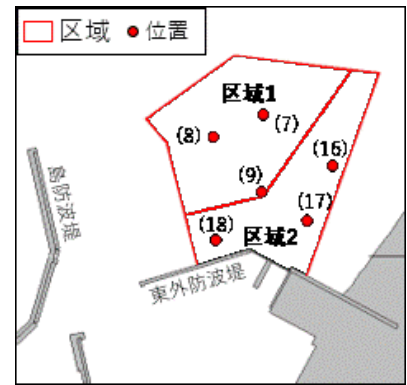
- (10) 42-59-58.8N 140-30-56.7E（岸線上）
- (11) 上記(1)地点
- (12) 上記(6)地点
- (13) 上記(5)地点
- (14) 43-00-25.9N 140-31-31.8E
- (15) 42-59-57.3N 140-31-17.8E（岸線上）

備考 区域内の浅所水深

- (16) 43-00-12.7N 140-31-22.9E 水深 約3.5m
- (17) 43-00-05.0N 140-31-17.9E 水深 約2.8m
- (18) 43-00-02.2N 140-31-00.4E 水深 約3.8m

海 図 W 3 9 (岩内港)

出 所 第一管区海上保安本部



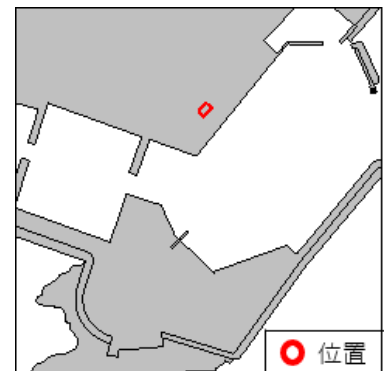
4年516項 北海道西岸 — 松前港 建造物不存在

下記位置の漁業組合は存在しない。

位 置 41-25-16.6N 140-05-24.8E

海 図 W 2 2 (分図「松前港」)

出 所 第一管区海上保安本部



4年517項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

襟裳岬灯台（波高）

第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム

（インターネット・ホームページ、電子メール、電話）

室蘭、釧路沿岸域情報提供システム（インターネット・ホームページ）

小樽船舶通航信号所（船舶自動識別装置）

期 間 令和4年9月27日（予備日10月6日） 0930～1600

参照書誌 411 0120番、8101.1番

出 所 第一管区海上保安本部

4年518項 津軽海峡 ヨットレース

図に示す区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和4年9月18日 0800～1600

区 域 青森県佐井港沖（スタート）～北海道函館港沖（ゴール）

備 考 警戒船配備
ゴール地点にオレンジ色浮標設置

海 図 W1159

出 所 函館港長



4年519項 本州東岸 - 尻屋崎東方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。

期 間 令和4年10月11日(予備日 12日～14日) 0800～1800

区 域 41-20-10N 142-29-47E
を中心とする半径15海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



4年520項 本州北西岸 - 龍飛崎西南西方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。

期 間 令和4年10月11日(予備日 12日～14日) 0800～1800

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部

